

「まん延防止等重点措置」の実施期間の再延長に伴う新型コロナ感染拡大防止
のための集中対策期間における県立学校の対応について

令和4年1月26日変更

令和4年2月21日変更

1 趣旨

「まん延防止等重点措置」の実施期間の再延長を踏まえ、新型コロナ感染拡大防止のための集中対策として、県立学校において、次のとおり対応する。

2 対策期間

令和4年1月8日（土）から3月6日（日）

3 内容

（1）基本的な感染拡大防止対策の徹底

- ・ 幼児児童生徒又は教職員等に発熱等の症状がある場合は、自宅等での休養を徹底すること。同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とする。
- ・ 飲食時においては、マスクを外した状態での会話は行わないよう、黙食の指導を徹底すること。また、登下校時の飲食は控え、すみやかに帰宅するよう幼児児童生徒に指導すること。
- ・ 休日において不要不急の外出を控える、友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、感染が広がらないよう注意すること。
- ・ 学級閉鎖等で自宅待機となった生徒には、重点措置の趣旨を理解させ、生徒同士で会うことを控えるよう指導すること。

（2）授業

- ・ 原則対面とし、臨時休業等によりオンラインによる授業配信が必要となった場合には、生徒等の家庭の通信環境等に留意し、通信環境の整わない生徒等がいる場合には関係課と連携すること。
- ・ 次の活動は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高いことから、実施しないこと。
 - 「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
 - 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

(3) 部活動について

- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、教職員等が活動状況を確認し、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声する活動等は実施しないこと。
- ・ 感染リスクを低減させた上で、活動を平日（週休日及び休日を除く日をいう。）のみとすること（ただし、大会、コンクールの出場等はこの限りではない。）。また、学校が独自に行う他校との練習試合、合同練習（合同チームは除く。）及び宿泊を伴う活動（大会、コンクール出場等は除く。）は行わないこと。
- ・ なお、中国大会以上の大会に出場する部については、けが防止等の観点から校長が認める場合には、開催1か月前から、出場するに当たり必要な活動（週休日及び休日の活動を含む。）は可とする。ただし、この場合においても、他校との練習試合、合同練習及び宿泊を伴う活動は行わないこと。
- ・ 部室や更衣室等で密になることや食事は避け、短時間の利用とすること。

(4) 学校行事について

- ・ 修学旅行等、校外における活動は、行先の感染状況等を踏まえ慎重に実施の可否を検討すること。

(5) 寄宿舎における感染症対策

- ・ 寄宿舎から自宅へ帰省する際には、移動を最小限にするなど、可能な限り感染リスクを減ずるよう指導すること。